

一般社団法人日本サイコオンコロジー学会 代議員・役員・代表理事等選任細則

平成 23 年 1 月 20 日（制定）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本サイコオンコロジー学会（以下、「本法人」という）の定款第 5 条第 3 項に定める代議員の選任、定款第 22 条第 1 項に定める役員の選任及び定款第 31 条に定める代表理事等の選定に関する必要な事項を定める。

（適応）

第 2 条 本法人の代議員、役員及び代表理事等は、本法人の定款に定められたことのほか、この細則によって選任する。

（選挙管理及び代議員推薦委員会）

第 3 条 本法人の代議員及び役員の選挙の管理・執行の業務を行うため、本法人に選挙管理及び代議員推薦委員会を置く。

2 選挙管理及び代議員推薦委員会は、理事会にて選任された委員長及び若干名の委員により組織される。

3 委員の任期は、当該選挙管理及び代議員推薦委員の委嘱後の代議員選挙、理事候補者選挙における理事候補者の選出、理事候補者名簿の社員総会への提出、新たに選任された理事による理事会において代表理事等の選定をする時までとする。

4 選挙管理及び代議員推薦委員会は、地域性・職種を考慮し代議員の 3 割を推薦することができる。

第 2 章 代議員の選任

（代議員の選任）

第 4 条 代議員は、定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員による選挙で選任する。

2 代議員の定数は、定款第 5 条第 2 項の規定により正会員数を 10 で除した人数とする。ただし、その際生じた小数点以下の端数はくり上げて 1 名加えた人数とする。

（代議員選挙の選挙権者）

第 5 条 選挙権者は、代議員選挙が行われる年の 1 月 1 日現在において、当該会計年度までの会費を完納している正会員とする。

(代議員選挙の被選挙権者)

第6条 被選挙権者は、代議員選挙が行われる年の1月1日現在において、3会計年度以上連続して本法人の正会員で、当該会計年度までの会費を完納している正会員とする。ただし、代議員選挙が行われる年の4月1日の時点で65歳未満でなければならない。

(代議員選挙の代議員候補者)

第7条 被選挙権者は、代議員候補者となることができる。代議員候補者になろうとする者は、選挙の公示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙の公示及び選挙権者名簿)

第8条 選挙管理及び代議員推薦委員会は、選挙に関する公示を行う。

2 選挙管理及び代議員推薦委員会は、選挙権者の公示を行う。また、選挙権者名簿の記載事項に変更があるときには、選挙管理及び代議員推薦委員会が定める期間内に限り、届け出により記載事項を変更することができるものとする。

(投票)

第9条 投票は、選挙管理及び代議員推薦委員会が定めた方法により行う。

(開票)

第10条 開票は、選挙管理及び代議員推薦委員会が行う。

(当選者)

第11条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。定数に達する順位の方が複数ときは、選挙管理及び代議員推薦委員会が抽選で決定する。

第3章 理事及び監事の選任

(理事及び監事の選任)

第12条 理事候補者及び監事候補者は、代議員による選挙で選出する。

2 理事は、理事候補者選挙で選出された理事候補者を基に、定款第22条第1項に規定する社員総会の決議により選任する。

3 監事は、監事候補者選挙で選出された監事候補者を基に、定款第22条第1項及び第2項に規定する社員総会の決議により選任する。

4 理事及び監事の定数は、定款第21条第1項の規定による。

(理事候補者選挙及び監事候補者選挙の選挙権者)

第13条 選挙権者は、本細則第11条で定める理事候補者選挙及び監事候補者選挙が行われる年度に実施された代議員選挙の当選者とする。

(理事候補者選挙及び監事候補者選挙の被選挙権者)

第14条 被選挙権者は、本細則第11条で定める理事候補者選挙及び監事候補者選挙が行われる年度に実施された代議員選挙の当選者とする。

(理事候補者及び監事候補者への申請)

第15条 被選挙権者は、理事候補者及び監事候補者となることができる。理事候補者または監事候補者になろうとする者は、選挙の公示があった日から予め選挙管理及び代議員推薦委員会が定めた日までに、その旨を選挙管理及び代議員推薦委員会に届け出なければならない。

(選挙の公示及び選挙権者名簿)

第16条 選挙管理委員会は、選挙に関する公示を行う。

(投票)

第17条 投票は、選挙管理及び代議員推薦委員会が定めた方法により行う。

(開票)

第18条 開票は、選挙管理及び代議員推薦委員会が行う。

(当選者)

第19条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。定数に達する順位の者が複数のときは、選挙管理及び代議員推薦委員会が抽選で決定する。

2 理事候補者及び監事候補者への申請者数が定数を超えないときは、選挙を行わず、理事候補者及び監事候補者とする。

3 選挙管理及び代議員推薦委員会は、理事候補者選挙及び監事候補者選挙において選出された理事候補者及び監事候補者の名簿を社員総会へ提出する。

第4章 代表理事、第一副代表理事、第二副代表理事及び業務執行理事の選定

(代表理事の選定)

第20条 代表理事は、理事及び監事が新たに選任された後、速やかに新理事及び新監事による理事会を招集し、新たな代表理事を選出する。

- 2 理事会の議長は、新たに代表理事が選出されるまでの間は前任の代表理事が務める。
- 3 代表理事は、理事の互選により候補者を決定し、信任投票により決定する。
- 4 候補者が複数のときは、出席理事の投票によるものとし、委任状による投票は、これを認めない。
- 5 投票は、単記無記名投票によって行う。

(第一副代表理事、第二副代表理事及び業務執行理事の選定)

第21条 第一副代表理事、第二副代表理事及び業務執行理事は、理事の互選により候補者を決定し、信任投票により決定する。

- 2 候補者が定数を超えるときは、出席理事の投票によるものとし、委任状による投票は、これを認めない。投票は、単記無記名投票によって行う。
- 3 投票は、選定すべき人数が偶数の場合は選定すべき人数の半数の連記無記名投票によって行い、奇数の場合は選定すべき人数に1を加えた数の半数の連記無記名投票によって行う。
- 4 得票多数を得た者から、順次、当選人を決定し、同数得票者については、同数得票者の抽選によって当選人を決定する。

第5章 選挙についての疑義

(選挙についての疑義)

第22条 選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理及び代議員推薦委員会の決議によって決定する。

第6章 変更

(細則の変更)

第23条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. 本細則は、平成 23 年 1 月 20 日から施行する。
2. 本細則 5 条につき、平成 23 年度（第 1 回）選挙に限っては、平成 23 年 3 月 31 日現在において平成 22 年度までの会費を完納している正会員を選挙権者とする。
3. 本細則 6 条につき、平成 23 年度（第 1 回）選挙に限っては、平成 23 年 3 月 31 日現在において平成 22 年度までの会費を完納しており、3 会計年度以上連続して本法人の正会員を被選挙権者とする。ただし、平成 23 年 4 月 1 日の時点で 65 歳未満でなければならない。